

自己点検シート

- 令和4年10月改正対応版 -

(地域密着型通所介護)

事業所名・施設名 ()

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
I 基本方針						
1 基本方針	指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	第59条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
II 人員に関する基準						
2 従業者の員数等	<p>※ 「常勤」 (用語の定義)</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。) に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、1の事業者によって行われる地域密着型通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、地域密着型通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。能型居宅介護事業所の管理者と認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>人員基準においては常勤要件が求められて</p>	基準解釈通知 第2・2(3)				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>いる場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p>					
	<p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義)</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>ただし、地域密着型通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。</p>	<p>基準解釈通知 第2・2(4)</p>				
	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義)</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が地域密着型通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として</p>	<p>基準解釈通知 第2・2(1)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>取り扱うことが可能です。</p> <p>※ 地域密着型通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される地域密着型通所介護をいうものです。</p> <p>例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>① 地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合</p> <p>② 午前と午後とで別の利用者の対して地域密着型通所介護を提供する場合</p> <p>また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して地域密着型通所介護を行うことも可能です。</p> <p>なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p> <p>※ 8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う倍にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p> <p>※ 生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。</p> <p>必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業者の員数は問いません。</p> <p>※ 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。</p> <p>従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して通所介護を提供する場合であって、それぞれの地域密着型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数、10に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 1(1)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	同一事業所で複数の単位の地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。					
	<p>【生活相談員】</p> <p>(1) 提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるため、必要な数を配置していますか。</p>	<p>条例 第59条の3 第1項 第1号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 生活相談員は、社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者（※）が配置されていますか。</p> <p>※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。</p> <p>① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者</p> <p>イ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>ウ 社会福祉士</p> <p>エ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>オ アからエと同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）</p> <p>② これと同等以上の能力を有すると認められる者（町では介護支援専門員、介護福祉士を同等以上の能力を有する者として認めています。）</p> <p>※ 生活相談員については、地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものです。</p> <p>ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）とします。</p> <p>例えば、1単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間を6時間とした</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 1(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>場合、6時間の勤務時間数を1人分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>なお、地域密着型通所介護事業所が利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間、 ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間、 ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間 <p>など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。</p> <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う必要があります。これらに支障がない範囲で認められるものです。</p>					
	<p>【看護職員】</p> <p>(1) 地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数を置いていますか。</p>	<p>条例 第59条の3 第1項 第2号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 看護職員は、次のいずれかの資格を有していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師 ・ 准看護師 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ってください。</p> <p>また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとしてします。</p> <p>なお、「密接かつ適切な連携」とは、地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 1(1)⑥</p>				
	<p>(3) 利用定員が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、地域密着型通所介護の単位ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数としていますか。</p>	<p>条則 第59条の3 第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【介護職員】</p> <p>(1) 地域密着型通所介護の単位ごとに、当該地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の利用者の数を5で除して数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。</p> <p>※ ここでいう利用者は、当該地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するものとして町が認めたものに限る。）に係る事業者の指定を併せて受け、かつ地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、双方の利用者の数を合計したものです。</p>	<p>条則 第59条の3 第1項 第3号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 介護職員（利用定員10人以下の場合は、看護職員含む。）は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができます。</p> <p>※ 介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要になるものであり、確保すべき勤務延時間数及び利用者数から算出されます。</p> <p>なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。</p> <p>(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数15人まで 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数 = 平均提供時間数 ・利用者数16人以上 単位ごとに、確保すべき勤務延時間数 = $[(利用者数 - 15) \div 5 + 1] \times 平均提供時間数$ <p>※ 平均提供時間数 = $利用者ごとの提供時間数の合計 \div 利用者数$</p> <p>例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、$(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$となり、5時間の勤務時間数を1.6人分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、$5 \times 1.6 = 8$時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となります。</p> <p>また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事できるとされたことから、例えば複数の単位の地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p> <p>なお、介護職員については、地域密着型通所介護の単位ごとに常時1人以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。</p>	<p>条則 第59条の3 第4項</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・ 1(1)⑨</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(2) 利用定員が11人以上である場合は、地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員を常時1人以上当該地域密着型通所介護に従事させていますか。	条例 第59条の3 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用定員が10人以下である場合は、地域密着型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上当該地域密着型通所介護に従事させていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用定員が11人以上である場合は、生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。	条例 第59条の3 第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 利用定員が10人以下である場合は、生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上を常勤としていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【機能訓練指導員】 (1) 機能訓練指導員を1名以上配置していますか。	条例 第59条の3 第1項 第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者(※)が配置されていますか。 ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 ただし、はり師、きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。	条例 第59条の3 第6項 基準解釈通知 第3・2の2・ 1(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	管理者 (1) 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置していますか。 ※ 指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。	条例 第59条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有・無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合	基準解釈通知 第3・2の2・ 1(4)				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>は事業所名、職種名、兼務事務所における1週間あたりの勤務時間数</p> <p>事業所名: ()</p> <p>職種名 : ()</p> <p>勤務時間: ()</p>					
4 共生型地域密着型通所介護の人員基準	<p>指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。</p>	<p>条例 第59条の20の2</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【従業者】</p> <p>指定生活介護事業所等の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であるということです。</p> <p>この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっていますが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算してください。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・4(1)①</p>				
	<p>【管理者】</p> <p>指定通所介護の基準と同様です。</p> <p>なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えありません。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・4(1)②</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
Ⅲ 設備基準						
5 設備及び備品等	<p>食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。</p> <p>※ 設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければなりません。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 設備を他事業と共有する場合、特に感染症対策などについて、一層の衛生管理に努めてください。</p>	<p>条則 第59条の5 第1項</p> <p>条則 第59条の5 第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>[食堂、機能訓練室]</p> <p>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p>※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所とすることが可能です。</p>	<p>条則 第59条の5 第2項 第1号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>[相談室]</p> <p>遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p>	<p>条則 第59条の5 第2項 第2号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>地域密着型通所介護の提供以外の目的で、地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に町長に届け出ていますか。</p>	<p>条則 第59条の5 第4号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	6 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<p>消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を確実に設置していますか。</p>	<p>条則 第59条の5 第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 共生型地域密着型通所介護の設備基準	<p>指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 4(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮してください。</p> <p>共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。</p>						
IV 運営基準							
8	心身の状況等の把握	指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条則 第59条の6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に届け出る等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	条則 第16条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	内容及び手続の説明及び同意	<p>事業所の概要、重要事項(※)について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 重要事項を記した文書の内容は以下の通り ア 運営規程の概要、 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 第三者評価の実施状況 等</p> <p>※ 同意は、利用者及び地域密着型通所介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>※ 従業者の「員数」は、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p>	<p>条則 第9条準用</p> <p>準則 第3・1・4(1)準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
11	提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第10条準用</p> <p>準拠通知 第3・1・ 4(2)準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	サービス提供困難時の対応	<p>自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。</p>	<p>条例 第11条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	受給資格等の確認	<p>被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。</p>	<p>条例 第12条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助をしていますか。</p>	<p>条例 第13条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。</p>	<p>条例 第15条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p>	<p>条例 第17条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17	居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。</p>	<p>条例 第18条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
18 サービスの提供の記録	(1) 介護サービスを提供した際は、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型通所介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。	条例 第20条 第1項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。	条例 第20条 第2項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る指定地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる指定地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	条例 第59条の7 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	条例 第59条の7 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 上記の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行われていますか。 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代 オ 指定地域密着型通所介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	条例 第59条の7 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	条例 第59条の7 第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	[領収証] (1) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条 第8項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 上記の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則 第65条の5 (準用第65条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
20	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例 第22条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21	指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	(1) 地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	条例 第59条の8 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	条例 第59条の8 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22	指定地域密着型通所介護の具体的な取扱方針	(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。	条例 第59条の9 第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	条例 第59条の9 第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	条例 第59条の9 第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。	条例 第59条の9 第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	条例 第59条の9 第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(6) 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	条例 第59条の9 第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(7) 特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23 地域密着型通所介護計画の作成	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。	条例 第59条の10 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験の有る者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(3)①				
	(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	条例 第59条の10 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(3)③				
	(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	条例 第59条の10 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 地域密着型通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で、利用者の同意を得てください。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(3)④					
(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。	条例 第59条の10 第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(5) 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。	条例 第59条の10 第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	※ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(3)⑤					
	(6) 居宅サービス計画に基づき、サービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(3)⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24	利用者に関する町への通知 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。 ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例 第28条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
25	管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例 第59条の11 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「第3章の2 第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	条例 第59条の11 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26	運営規程 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定地域密着型通所介護の利用定員 オ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項	条例 第59条の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ ウ「営業日及び営業時間」について、8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に併せて明記してください。</p> <p>例えば、サービス提供時間(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う地域密着型通所介護事業所にあつては、当該地域密着型通所介護事業所の営業時間は12時間ですが、運営規程には、サービス提供時間9時間、延長サービスを行う3時間とそれぞれ記載してください。</p> <p>エ「地域密着型通所介護の利用定員」は、同時に地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(5)</p>				
	<p>※ 共生型通所介護の利用定員</p> <p>共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において、同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限をいいます。</p> <p>つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、定員を定めてください。</p> <p>例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児を合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても差し支えありません。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 4(4)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>※ オ「地域密着型通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものです。</p> <p>「利用料」には、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては基準第24条第3項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。</p> <p>カ「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。</p> <p>キ「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が地域密着型通所介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものです。</p> <p>ク「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。</p> <p>コ「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(5)</p>					
27	勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例 第59条の13 第1項</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(6)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めています。</p>	<p>条例 第59条の13 第2項</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(6)②</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>(3) 地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p>	<p>条例 第59条の13 第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 研修機関が実施する研修や、当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	平18厚労省令第34号第30条第3項				
	<p>(4) (3)の際、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。</p> <p>【努力義務】 当該設問の適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とします。</p> <p>※ 認知症介護に係る基礎的な研修とは、「認知症介護基礎研修」のことを指します。</p> <p>※ 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護職員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 経過措置について 令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に帯する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします。(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない。)</p>	条令第59条の13第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じてい</p>	条令第59条の13第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	ますか。					
	<p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p>					
	<p>ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年度厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。</p> <p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律</p>	<p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(22)⑥</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	第24号) 附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。						
28	定員の遵守	<p>利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 適正なサービスの提供を確保するため、月平均の利用者数が定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となります。</p>	条則 第59条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29	非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にある場合は、その者に行わせてください。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	<p>条則 第59条の15</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・3(7)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
30 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例 第59条の16 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。 ※ 次の点に留意してください。 ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ※ イに掲げる感染症等については、通知等が出ていますので、通知等に基づいて発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。 ※ 手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源として感染拡大のおそれがありますので、使用しないでください。 ※ ウについては、施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。	条例 第59条の16 第2項 基準解釈通知 第3・2の2・ 3(8)①②③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 従業者の健康診断を定期的実施していますか。 ※ 非常勤職員も含め、常時使用する労働者に対して、1年以内（深夜業等に従事する従業員は6月以内）ごとに1回の定期的な実施が義務付けられています。	労働安全衛生法 第66条第1項 労働安全衛生規則 第44条・45条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。 なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【努力義務】 当該事項の適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日ま					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>では努力義務とします。</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底をはかっていますか。</p> <p>※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとしします。この際、個人情報の取扱いについて、ガイドライン等を遵守してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>	平18厚労省令 第34号33条 第2項 第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、</p>	平18厚労省令 第34号33条 第2項 第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>市町村における事業関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。</p>					
	<p>ウ 事業所において、通所介護従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の内容についても記録してください。</p> <p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとなります。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	平18厚労省令第34号33条第2項第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31	<p>新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>(1) 事業所における取組として以下の対策を講じていますか。</p> <p>【感染症対策の再徹底】</p> <p>ア 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進</p> <p>イ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備（直近2週間）</p> <p>【施設への立ち入り】</p> <p>ア 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合は入館を断る</p> <p>イ 業者等の施設内に出入りした者の氏</p>	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日 事務連絡)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録					
	<p>(2) 職員の取組として以下の対策を講じていますか。</p> <p>ア 「高齢者介護施設等における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底</p> <p>イ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底</p> <p>ウ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応</p> <p>エ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組として、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) ケア等の実施時の取組として以下の対策を講じていますか。</p> <p>【基本的な事項】 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底</p> <p>【送迎時の対応等】 ア 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る イ 送迎時には、窓を開ける等換気に注意し、送迎後に利用者の接触頻度の高い場所（手すり等）を消毒 ウ 発熱等により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供し、同事業所は必要に応じ訪問介護等の提供を検討 エ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主幹部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービス確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業者等や社会福祉施設等におい</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	て必要な対応がとられるように努める ※ 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組についても、厚生労働省通知等を参考とし、適切に実施してください。					
32	業務継続計画の策定等	【努力義務】 当該項目の適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務とします。				
	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定地域密着型通所介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。 ※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第32条の2に基づき事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ※ また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。	条例 第32条の2 第1項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>					
	<p>(2) 地域密着型通所介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとなります。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること</p>	<p>条則 第32条の2 第2項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	が適切です。					
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	条例 第32条の2 第3項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33 地域との連携等	<p>(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 運営推進会議は、事業所が利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもので、各事業所が設置すべきものです。</p> <p>※ また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合には、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p>	<p>条例 第59条の17 第1項</p> <p>基準解釈通知 第3・2の2・ 3(9)①</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>ア 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p>					
	(2) (1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。	条則 第59条の17 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	条則 第59条の17 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めていますか。	条則 第59条の17 第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護を提供するよう努めていますか。	条則 第59条の17 第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34	<p>掲示</p> <p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか</p> <p>※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。</p>	条則 第34条準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	<p>秘密保持等</p> <p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p>	条則 第35条 第1項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じ	条則 第35条 第2項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>基準解釈通知 第3・1・ 4(23)②準用</p>				
	<p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	<p>条例 第35条 第3項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ この同意については、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	<p>基準解釈通知 第3・1・ 4(23)③準用</p>				
36	<p>広告</p> <p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないか。</p>	<p>条例 第36条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37	<p>居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<p>条例 第37条準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
38	<p>苦情処理</p> <p>(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにすること</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること</p>	<p>条例 第38条 第1項準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	<p>条例 第38条 第2項準用 基準解釈通知 第3・1・ 4(25)②準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。					
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例 第38条 第3項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。	条例 第38条 第4項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	条例 第38条 第5項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。	条例 第38条 第6項準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39	事故発生時の対応					
	(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。	条例 第59条の18 第1項 基準解釈通知 第3・2の2・ 3(10)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	条例 第59条の18 第2項 基準解釈通知 第3・1・ 4(29)準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	条例 第59条の18 第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	基準解釈通知 第3・2の2・ 3(10)②				
	(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じていますか。 ※ 夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行う	条例 第59条の18 第4項 基準解釈通知 第3・2の2・ 3(10)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	こととします。					
40	<p>会計の区分</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)</p>	<p>条則 第41条準用</p> <p>基準解釈通知 第3・1・ 4(28)準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
41	<p>記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p>	<p>条則 第59条の19 第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。また、ア・イの記録については、5年間保存していますか。</p> <p>ア 地域密着型通所介護計画</p> <p>イ 町条例第59条の20において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>ウ 町条例第59条の20において準用する第28条に規定する町への通知に係る記録</p> <p>エ 町条例第59条の20において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 町条例第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 町条例第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、ア～オの記録については個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日、カの記録については運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。</p>	<p>条則 第59条の19 第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
42	<p>高齢者虐待の防止</p> <p>(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</p>	<p>条則 第40条の2準用</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>					
	<p>【努力義務】</p> <p>虐待の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、確実に再発防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。</p> <p>以下 a～d の適用に当たっては、3 年間の経過措置が設けられており、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とします。</p> <p>a 虐待の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次</p>	<p>基準解釈通知 第3・1・ 4(31)準用</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。</p> <p>ニ 虐待等について、従業員が相談。報告できる体制整備に関すること。</p> <p>ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。</p> <p>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。</p> <p>ト ヘの再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。</p>					
	<p>b 虐待防止のための指針</p> <p>「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>					
	<p>c 虐待の防止のための従業員に対する研修</p> <p>従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしします。</p> <p>事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>					
	<p>d 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者</p> <p>事業所における虐待を防止するための体制として、a～cに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が努めることが望ましいです。</p>					
	<p>(2) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>※ 高齢者虐待に該当する行為</p> <p>ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>オ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	<p>高齢者虐待防止法 第5条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3) 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。</p>	<p>高齢者虐待防止法 第20条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。</p>	<p>高齢者虐待防止法 第21条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	※ 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。						
43	共生型通所介護の運営に関する技術的支援	共生型通所介護の利用者に対して適正なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 ※ 共生型通所介護サービスに関するその他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定しています。 このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとしては認められないものです。	基準解釈通知 第3・2の2・ 4(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
V 変更の届出等							
44	変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を町長に届け出ていますか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） エ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする）並びに設備の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町長に届け出てください。	法第78条の5 第1項 施行規則 第131条第1項 第6号 法第78条の5 第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
VI 介護給付費の算定及び取扱い						
45 基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2の2地域密着型通所介護費」により算定していますか。	平18厚労告126第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚労告126第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 上記の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	平18厚労告126第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
46 所要時間による区分の取扱い	(1) 現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平18厚労告126別表2の2注1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ サービスを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。</p> <p>① 居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合</p> <p>② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が次のいずれかの者である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・旧介護職員基礎研修課程修了者 ・旧ホームヘルパー1級研修課程修了者 ・介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む） ・看護職員 ・機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員 <p>※ 送迎時に実施する居宅内での介助等については、他の利用者を送迎時に車内で待たせて行うことは認められません。</p>	報酬留意事項通知第2・3の2(1)				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 当日の利用者の心身の状況から、実際のサービスの提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。</p> <p>なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。</p> <p>※ 同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の地域密着型通所介護の単位を利用する場合、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。</p>					
	<p>(2) 利用者の数又は看護職員もしくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>① 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>② 看護職員又は介護職員の員数が、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生省令第34号）第20条に定める員数に満たない場合</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注1</p> <p>平12厚告27 第5号の2イ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p><① 定員超過利用関係></p> <p>※ 1月間（暦月）の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常所定単位数が算定されます。</p> <p>※ 災害、虐待の受け入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利</p>	<p>報酬留意事項通知 第2・3の2(22)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減額を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあつては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。</p>					
	<p><② 人員基準欠如関係></p> <p>ア 看護職員の数、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。</p> <p>イ 介護職員の数、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。</p> <p>ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。</p> <p>(看護職員の算定式)</p> $\text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数} < 0.9$ <p>(介護職員の算定式)</p> $\text{当該月に配置された職員の職員の勤務延時間数} \div \text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数} < 0.9$ <p>エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)</p> <p>(看護職員の算定式)</p> $0.9 \leq \text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数} < 1.0$ <p>(介護職員の算定式)</p>	<p>留意事項通知 第2・3の2(23)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
		0.9 ≤ 当該月に配置された職員の職員の勤務延時間数 ÷ 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 < 1.0				
47 短時間の場 合の算定	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合」の所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>※ 2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者です。</p> <p>なお、2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではありません。利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等を実施してください。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注3</p> <p>留意事項通知 第2・3の2(2) 平27厚労告94 第35号の3(準用第 14号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
48 感染症又は 災害の発生 を理由とす る利用者数 の減少が一 定以上生じ ている場合 の取扱い	<p>感染症又は災害(厚生労働大臣が認める者に限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると市町村が認める場合には、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限り延長が可能です。</p> <p>※ 3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎(減少月が令和3年2月又は3月の場合の算定基礎を含む。)により判定を行うこととします。</p> <p>※ 加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了とします。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注5</p> <p>留意事項通知 第2・3の2(3) 令3老認発0316 第4号・ 老老発0316 第3号 別紙II(1)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 本加算は、区分支給限度基準額管理の対象外の算定項目です。</p> <p>※ 基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせします。</p> <p>なお、今般の新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となります。</p> <p><各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定方法></p> <p>各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の計算方法については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7（4）及び（5）を参照して算定してください。</p> <p>※ 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、計算した値の小数第3位を四捨五入することとします。</p> <p>※ 各月の利用延人員数が5%以上減少しているかを判定するにあたっての端数処理は、百分率で表した後に小数第3位を四捨五入することとします。</p> <p>※ 3%加算の単位数算定にあたっての端数処理は、「留意事項通知第2の1通則」を準用し、小数点以下四捨五入とします。</p>	<p>令3老認発0316 第4号・ 老老発0316 第3号 別紙1</p> <p>令3老認発0316 第4号・ 老老発0316 第3号 別紙I（3）</p>				
49	<p>連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い</p> <p>算定対象時間（8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の所要時間とその前後に連続して行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間）が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>① 9時間以上10時間未満 50単位</p> <p>② 10時間以上11時間未満 100単位</p> <p>③ 11時間以上12時間未満 150単位</p> <p>④ 12時間以上13時間未満 200単位</p> <p>⑤ 13時間以上14時間未満 250単位</p>	平18厚労告126 別表2の2注4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>※ 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 ・ 9時間の地域密着型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合 <p>には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定されます。</p> <p>また、当該加算は地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8時間の地域密着型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合 <p>には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分(=13時間-9時間)の延長サービスとして200単位が算定されます。</p> <p>なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ実際に延長サービスを行った場合に算定されるものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要があります。当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には、算定することができません。</p>	<p>副留意事項通知 第2・3の2(3)</p>					
50	<p>共生型地域密着型通所介護を行う場合に係る加算</p>	<p>共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業所が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行う場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位を加算していますか。</p> <p>また、指定自立訓練事業所が行う場合は、所定単位数の100分の95、指定児童発達支援事業所が行う場合は100分の90、指定放課後等デイサービス事業所が行う場合は100分の90に相当する単位を加算していますか。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注5</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
51	<p>生活相談員配置等加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、点検項目50を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算していますか。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注6 平27厚労告94 第14号の2</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 生活相談員を1名以上配置していること</p> <p>イ 地域に貢献する活動を行っていること</p> <p>※ 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がありますが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、すでに生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えありません。</p> <p>なお、例えば、1週間のうち特定の曜日のみ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となります。</p> <p>※ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民の事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」等、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。</p> <p>当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定することができるものです。</p>					
52	<p>中山間地域等居住者加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、地域密着型通所介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める地域</p> <p>「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）の第2を参照してください。</p> <p>※ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできません。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注7</p> <p>副留意事項通知 第2・3の2(6) (準用第2・2(7))</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
53 入浴介助加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出て、当該基準による入浴介助を行った場合は、基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる他の加算は算定できません。</p> <p>入浴介助加算（Ⅰ） 40単位</p> <p>入浴介助加算（Ⅱ） 55単位</p>	平18厚労告126 別表2の2注10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【厚生労働大臣が定める算定基準】</p> <p>① 入浴介助加算（Ⅰ）</p> <p>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助である。</p>	副留意事項通知 第2・3の2(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 入浴介助加算（Ⅱ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>ア ①に掲げる基準に適合すること</p> <p>イ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。</p> <p>当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。</p> <p>※ 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものです。</p> <p>なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施して</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ください。</p> <p>a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員含む。）が利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作をふまえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有してください。</p> <p>また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。</p> <p>※ 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作をふまえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所もしくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行ってください。</p> <p>b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等をふまえた個別の入浴計画を作成します。</p> <p>なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとします。</p> <p>c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。</p> <p>なお、この場合の「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すり等入浴に要する福祉用具等を活用し</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したものと差し支えありません。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであることとします。</p> <p>なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。</p> <p>※ 入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力等の向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認等を行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。</p> <p>なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適とされる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとします。</p> <p>※ 地域密着型通所介護計画書上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。</p>						
54	中重度者ケア体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出て、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき45単位を所定単位数に加算していますか。	平18厚労告126 別表2の2注11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		【厚生労働大臣が定める算定基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上配置していること。	平27厚労告95 第15号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。					
	(3) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の						

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合 の事由及び改 善方法 (別紙可)
			適	不適	非 該 当	
	提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。					
	<p>※ 算定留意事項</p> <p>① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。</p> <p>このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。</p> <p>なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。</p> <p>③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</p> <p>ア 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。</p> <p>イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届け出なければなりません。</p> <p>④ 看護職員は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。</p>	<p>副留意事項通知 第2・3の2(9)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。</p> <p>また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに認知症加算も算定可能です。</p> <p>⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとします。</p>						
55	生活機能向上連携加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、</p> <p>アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、</p> <p>イについては1月につき、</p> <p>次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可。また、個別機能訓練加算を算定している場合、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は1月につき100単位を所定単位数に加算してください。</p> <p>ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位</p>	平18厚労告126 別表2の2注12				
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行つてい</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ること。</p> <p>② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>③ ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>※ ①について、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院のことです。</p> <p>※ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行ってください。</p> <p>なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法を調整するものとします。</p> <p>※ 個別機能訓練計画の進捗状況の評価について</p> <p>① 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLや</p>	<p>副留意事項通知 第2・3の2(10)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>IADL の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更等適切な対応を行ってください。</p> <p>② 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明してください。</p> <p>また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>					
	<p>イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>② 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>③ ①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこととします。</p> <p>※ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしてください。</p>						
56	個別機能訓練加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、</p> <p>ア及びイについては1日につき、 ウについては1月につき、</p> <p>次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロは算定できません。</p> <p>ア 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位</p> <p>イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 85単位</p> <p>ウ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注13</p>				
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>ア 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」）を1名以上配置していること。</p> <p>② 機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>③ 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行</p>						

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>っていること。</p> <p>④ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況とその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。</p> <p>⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>					
	<p>イ 個別機能訓練加算（Ⅰ）□ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ①で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。</p> <p>② イ②から⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>ウ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。</p> <p>① イ①から⑤まで又は□①及び②に掲げる基準に適合すること。</p> <p>② 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p><個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、個別機能訓練加算（Ⅰ）□の算定上の留意事項></p> <p>●個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定する際の人員配置</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していますか。</p> <p>※ 例えば、1週間のうち特定の曜日のみ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみ算定可能です。</p> <p>ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。</p>	<p>副留意事項通知 第2・3の2(11)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。</p>					
	<p>●個別機能訓練加算（I）口を算定する際の人員配置</p> <p>(3) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していますか。</p> <p>※ 例えば、1週間のうち特定の曜日のみ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみ算定可能です。</p> <p>ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めていませんか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(5) 個別機能訓練加算（I）イ及び個別機能訓練加算（I）口に係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成していますか。</p> <p>※ 個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行ってください。</p> <p>その際、当該利用者の意欲の向上に繋がるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とする等可能な限り具体的かつわかりやすい目標としてください。</p> <p>また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活におけ</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	る生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標としてください。					
	(6) 個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロに係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練としていますか。 ※ 訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定してください。 また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要がある、概ね週1回以上実施することが望ましいです。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更等、適切な対応を行っていますか。 ※ 利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>●その他の留意事項</p> <p>※ 定員超過減算及び人員欠如減算のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできません。</p> <p>※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定している場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできません。また個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定している場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定することはできません。</p> <p>※ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできません。</p> <p>※ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。</p>					
	<p>●個別機能訓練加算（Ⅱ）について</p> <p>厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム」（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発第3号）を参照してください。</p>					
57	<p>ADL 維持等加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</p> <p>ア ADL 維持等加算（Ⅰ） 30単位</p> <p>イ ADL 維持等加算（Ⅱ） 60単位</p> <p>ウ ADL 維持等加算（Ⅲ） 3単位</p>	平18厚労告126 別表2の2注14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>ア ADL 維持等加算 (I)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 評価対象者 (当該事業所の利用期間 (②において「評価対象利用期間」) が6月を超える者をいう。) の総数が10人以上であること。</p> <p>② 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月 (以下「評価対象利用開始月」という。) と、当該月の翌月から起算して6月目 (6月目にサービス利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月) においてADLを評価し、その評価に基づく値 (以下「ADL 値」) を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>③ 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL 値から評価対象利用開始月に測定したADL 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値 (以下「ADL 利得」) の平均値が1以上であること。</p>	平27厚労告95 第16号の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>イ ADL 維持等加算 (II)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① ア①及び②の基準に適合していること。</p> <p>② 評価対象者のADL 利得の平均値が2以上であること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>ウ ADL 維持等加算 (III)</p> <p>令和3年度介護報酬改定による改正前のADL 維持等加算 (I) の要件を満たしていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p><ADL 維持等加算の算定上の留意事項></p> <p>(1) ADL 維持等加算 (I) 及び (II) について</p> <p>① ADL の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとします。</p> <p>② ADL 維持等加算 (I) ②におけるADL 値の提出は、LIFE を用いて行うものとします。</p> <p>③ ADL 維持等加算 (I) ③及びADL 維持等加算 (II) ②におけるADL 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL 値から、評価対象利用開始月に測定したADL 値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL 値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲</p>	副留意事項通知 第2・3の2 (12)				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)																				
			適	不適	非該当																					
	<p>げる値を加えた値を加えた値を平均して得た値とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ADL 値</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1、2以外の者</td> <td>0以上25以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30以上50以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>55以上75以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>80以上100以下</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者</td> <td>0以上25以下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>30以上50以下</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>55以上75以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>80以上100以下</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ ③において ADL 利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL 利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」という。）とします。</p> <p>⑤ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL 利得の評価対象利用者を含めるものとします。</p> <p>⑥ 令和3年度については、評価対象期間において次のaからcまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月（令和3年4月1日までに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合しているものとして町長に届出を行う場合にあつては、令和3年度内）に限り、ADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できることとします。</p> <p>a ADL維持等加算（Ⅰ）①、②及び③並びにADL維持等加算（Ⅱ）の基準（ADL維持等加算（Ⅰ）②については、厚生労働省への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存していること。</p> <p>b 厚生労働省への情報の提出について</p>		ADL 値		1、2以外の者	0以上25以下	1	30以上50以下	1	55以上75以下	2	80以上100以下	3	2、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	0以上25以下	0	30以上50以下	0	55以上75以下	1	80以上100以下	2				
	ADL 値																									
1、2以外の者	0以上25以下	1																								
	30以上50以下	1																								
	55以上75以下	2																								
	80以上100以下	3																								
2、評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	0以上25以下	0																								
	30以上50以下	0																								
	55以上75以下	1																								
	80以上100以下	2																								

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>は、LIFE を用いて行うこととします。LIFE への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成 (Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施 (Do)、当該実施内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善 (Action) の一連のサイクル (PDCA サイクル) により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>c ADL 維持等加算 (I) 又は ADL 維持等加算 (II) の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE を用いて ADL 利得に係る基準を満たすことを確認すること。</p> <p>⑦ 令和 3 年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から 12 月後までの 1 年間とします。ただし、令和 3 年 4 月 1 日までに算定基準に適合しているものとして町長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができます。</p> <p>a 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで</p> <p>b 令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月まで</p> <p>⑧ 令和 4 年以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして町長に届出している場合には、届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とします。</p>					
	<p>(2) ADL 維持等加算 (III) について</p> <p>① 令和 3 年 3 月 31 日において現に、令和 3 年度介護報酬改定による改正前の ADL 維持等加算に係る届出を行っている事業所であって、<ADL 維持等加算の算定上の留意事項> に係る届出を行っていないものは、令和 5 年 3 月 31 日までの間は ADL 維持等加算 (III) を算定することができます。この場合の算定要件等は、令和 3 年度介護報酬改定による改正前の ADL 維持等加算 (I) の要件によるものとします。</p> <p>② ADL 維持等加算 (III) の算定に係る事務処理手続等の詳細については、「ADL 維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」(平成 30 年 4 月 6 日老振発第 0406 第 1 号、老老発第 0406 第 3 号) に</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	おける ADL 維持等加算 (I) の事務処理手順等を参考にしてください。						
58	認知症加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。 ただし、共生型通所介護を算定している場合は、認知症加算は算定しません。	平18厚労告126 別表2の2注15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ② 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 ③ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。	留意事項通知 第2・3の2(13)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【厚生労働大臣が定める利用者】 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者。	平27厚労告94 第35号の5 (準用第16号)					
	<算定上の留意事項> ① 認知症加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2以上確保する必要があります。 このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で2以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。						

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含まないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとし、</p> <p>② 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。</p> <p>③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。</p> <p>ア 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできません。</p> <p>イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨を届け出なければなりません。</p> <p>④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとし、</p> <p>⑤ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等要請事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとし、</p> <p>⑥ 「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとします。</p> <p>⑦ 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者は、指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があります。</p> <p>⑧ 認知症加算については、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定することができます。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定できます。</p> <p>⑨ 認知症加算を算定している事業所においては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。</p>						
59	若年性認知症利用者受入加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護において、若年性認知症利用者に対して地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、認知症加算を算定している場合は、算定できません。</p>	平18厚労告126 別表2の2注16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。</p>	平27厚労告95 第18号 副留意事項通知 第2・3の2(14)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
60	栄養アセスメント加算	<p>次の(1)から(4)のいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定できません。</p> <p>※ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケア</p>	平18厚労告126 別表2の2注17 副留意事項通知 第2・3の2(15)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>マネジメントの一環として行われることに留意してください。</p> <p>※ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定できませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定することができます。</p>					
	<p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。</p> <p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行ってください。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。</p> <p>※ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、アからエまでに掲げる手順により行ってください。あわせて、利用者の体重については、1月ごとに測定してください。</p> <p>ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。</p> <p>ウ ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</p> <p>エ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム」を用いて行うこととします。LIFE への提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFE への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成 (Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施 (Do)、当該実施内容の評価 (Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善 (Action) の一連のサイクル (PDCA サイクル) により、サービスの質の管理を行ってください。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(4) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
61	<p>栄養改善加算</p> <p>次の(1)から(5)のいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> <p>※ 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注18</p> <p>副留意事項通知 第2・3の2(16)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行ってください。</p>					
	(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p><栄養改善加算を算定できる利用者></p> <p>栄養改善加算を算定できる利用者は、次のアからオのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とします。</p> <p>ア BMIが18.5未満である者</p> <p>イ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」の者</p> <p>ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>エ 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>なお、次のような問題を有する者については、上記アからオのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」 					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(に該当する者等を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活機能の低下の問題 褥瘡に関する問題 食欲の低下の問題 閉じこもりの問題 (基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者等を含む。) 認知症の問題 (基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者等を含む。) うつの問題 (基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者等を含む。) <p>※ 栄養改善サービスの提供は、次の手順を経て行ってください。</p> <p>ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握 (栄養アセスメント) を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項 (食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>なお、地域密着型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>ウ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>すること。</p> <p>オ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。</p> <p>カ サービスの提供の記録について、利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>※ おおむね3月ごとの評価の結果、栄養改善サービスの提供が必要と認められる、アからオのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められる者については、継続的に栄養管理サービスを提供してください。</p>					
62	<p>口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できません。</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位</p>	平18厚労告126 別表2の2注19				
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次に掲げる基準(1)、(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 地域密着型通所介護費のイを算定していること。</p> <p>(二) 次に掲げる基準①から③のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用</p>	平27厚労告95 第19号の2 第51号の7				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>③ 算定日が属する月が、次のいずれにも該当していないこと。</p> <p>a 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>b 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(三) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>					
	<p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 地域密着型通所介護費のロを算定していること。</p> <p>(二) ア(1)(二)に掲げる基準①及び②のいずれにも適合すること。</p> <p>(三) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次に掲げる基準(1)、(2)のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護費のイを算定していること。</p>	平27厚労告95 第19号の2 第51号の7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2) 次に掲げる基準(i)、(ii)のいずれかに適合すること。</p> <p>(i) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる基準①、②に適合すること。</p> <p>① 利用開始時及び利用中6月ごとに利</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 通所介護費等算定方法第1号、第2号、第6号、第11号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(ii) 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる基準①、②に適合すること。</p> <p>① 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>② 通所介護費等算定方法第1号、第2号、第6号、第11号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>					
	<p><算定上の留意事項></p> <p>① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係</p>	<p>留意事項通知 第2・3の2(17)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。</p> <p>② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）の場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定することができます。</p> <p>③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。</p> <p>ア 口腔スクリーニング</p> <p>a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者</p> <p>b 入れ歯を使っている者</p> <p>c むせやすい者</p> <p>イ 栄養スクリーニング</p> <p>a BMI が 18.5 未満の者</p> <p>b 1～6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの No.11 の項目が「1」の者</p> <p>c 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者</p> <p>d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。</p> <p>⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	機能向上加算を算定できます。						
63	口腔機能向上加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。 ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位	平18厚労告126 別表2の2注20				
	【厚生労働大臣が定める基準】 ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。	平27厚労告95 第51号の8 (準用第20号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況について定期的に評価すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)の(1)から(5)までのいずれにも適合していること。					
	<p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。</p>		□	□	□	
	<p><口腔機能向上加算を算定できる利用者></p> <p>口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としてします。</p> <p>ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者</p> <p>イ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者</p> <p>ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> <p>※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨等の適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 歯科医療を受診している場合であって、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、加算は算定できません。</p> <p>ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合</p> <p>イ 医療保険において歯科診療報酬点数表</p>	<p>副留意事項通知 第2・3の2(18)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p>					
	<p><口腔機能向上サービスの提供の手順></p> <p>口腔機能向上サービスの提供は、以下の①から⑤に掲げる手順を経て行ってください。</p> <p>① 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること</p> <p>② 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</p> <p>なお、地域密着型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>③ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>④ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。</p> <p>⑤ サービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>※ おおむね3月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められる者については、継続的に口腔機能向上サービスを提供できます。</p> <p>ア 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者</p> <p>イ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者</p>						
64	科学的介護推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>(2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直す等、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。</p> <p>※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。</p> <p>イ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。</p> <p>ウ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、他職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方につい</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注21</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	て検証を行う (Check)。 エ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める (Action)。					
65	サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、次の区分に従い、1回につき次の所定単位数を加算していますか。 ア サービス提供体制強化加算 (I) 22 単位 イ サービス提供体制強化加算 (II) 18 単位 ウ サービス提供体制強化加算 (III) 6 単位	平18厚労告126 別表2の28	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【厚生労働大臣が定める基準】 ア サービス提供体制強化加算 (I) 次のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (二) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	平27厚労告95 第51号の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	イ サービス提供体制強化加算 (II) 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>(二) 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数が7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p><サービス提供体制強化加算について></p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。</p> <p>ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。</p> <p>したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものです。</p> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、令和2年4月における勤続年数3年以上の者とは、令和2年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。</p> <p>指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします。</p>	<p>副留意事項通知 第2・3の2(25)</p>				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
66 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	平18厚労告126 別表2の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>※ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p><算定要件></p> <p>加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ） キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅱ） キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。</p> <p>介護職員処遇改善加算（Ⅲ） キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件の全てを満たすこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>[キャリアパス要件Ⅰ]</p> <p>次のア～ウを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（賃金に関するものを含む。）を定めているこ</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>と。</p> <p>イ 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体制（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>[キャリアパス要件Ⅱ]</p> <p>次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び①又は②に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>イ アについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>[キャリアパス要件Ⅲ]</p> <p>次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の①から③までのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>① 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」等に応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>② 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」等の取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要す。</p> <p>③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」等の結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要す。</p>					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。					
	<p>[職場環境等要件]</p> <p>届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ア 入職促進に向けた取組</p> <p>イ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p> <p>ウ 両立支援・多様な働き方の推進</p> <p>エ 腰痛を含む心身の健康管理</p> <p>オ 生産性向上のための業務改善の取組</p> <p>カ やりがい・働きがいの醸成</p>					
67	<p>介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の12</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の10</p>	平18厚労告126 別表2の2ホ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>※ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知)</p>					
	<p><算定要件></p> <p>特定処遇改善加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 介護福祉士の配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	[介護福祉士の配置等要件] サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分の届出を行っていること。					
	[処遇改善加算要件] 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの届出を行っていること。 ※ 特定処遇加算と同時に処遇改善加算に係る処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含みます。					
	[職場環境等要件] 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。 ア 入職促進に向けた取組 イ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ウ 両立支援・多様な働き方の推進 エ 腰痛を含む心身の健康管理 オ 生産性向上のための業務改善の取組 カ やりがい・働きがいの醸成 ※ この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、アからカの区分ごとに1以上の取組を行うこと。介護職員処遇改善加算と当該加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではありません。					
	[見える化要件] 特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。					
68	介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	平18厚労告126 別表2の2ハ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【厚生労働大臣が定める基準】 ※ 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定					

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知)</p> <p><算定要件> ベースアップ等要件及び処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>[ベースアップ等要件] 賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>					
69	<p>地域密着型通所介護のサービス種類相互の算定関係</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費を算定していませんか。</p>	平18厚労告126 別表2の2注22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
70	<p>事業所と同一建物に住居する利用者又は同一建物から通所介護を行う場合</p> <p>地域密着型通所介護事業所と同一建物に住居する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。</p> <p>また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定地域密着型通所介護事業所の指定地域密着型通所介護事業者と異なる場合であっても該当します。</p> <p>※ なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算</p>	平18厚労告126 別表2の2注24 副留置事項通知 第2・3の2(20)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	<p>対象とはなりません。</p> <p>具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定地域密着型通所介護事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られます。</p> <p>ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載してください。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。</p>						
71	送迎を行わない場合	<p>利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 利用者が自ら指定地域密着型通所介護事業所に通う場合、利用者の家族等が指定地域密着型通所介護事業所への送迎を行う場合等、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。</p> <p>ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に地域密着型通所介護を行った場合の減算対象となっている場合には、当該減算の対象とはなりません。</p>	<p>平18厚労告126 別表2の2注25</p> <p>留意事項通知 第2・3の2(21)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
VII その他							
72	介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。</p>	<p>法第115条の35 第1項</p> <p>施行規則 第140条の44</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
73	法令遵守等業務管理体制の整備	<p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>【届け先】</p> <p>① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者→厚生労働大臣</p> <p>② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する</p>	法第115条の32 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	事業者→ 主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者→都道府県知事 ④ ①～③以外の事業者→都道府県知事 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア 事業所等の数が20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ 事業所等の数が20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規定 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規定の概要 ウ 事業所等の数が100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規定、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規定の概要、業務執行監査の方法の概要	施行規則 第140条の39、 40				
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 具体的な取組（例）を行っている場合は、次のア～カを○で囲み、カについては内容を記入してください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制についての研修を実施している オ 法令遵守規定を整備している		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	カ その他 ()					
	(4) 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
74	サービス利用前の健康診断書の提出 サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。 また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>※ 健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 300px; height: 150px; margin: 10px auto;"></div> <p>※ (平成13年3月28日 運営基準等に係るQ&Aから)・・・通所介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考えられる。</p> <p>しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p>					

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・「法」 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・「施行規則」 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- ・「基準解釈通知」 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに

- 関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
- ・「消防法」 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
 - ・「消防法施行令」 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)
 - ・「消防法施行規則」 消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)
 - ・「労働安全衛生法」 労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)
 - ・「労働安全衛生規則」 労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)
 - ・「高齢者虐待防止法」 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
 - ・「平18厚労令34」 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)
 - ・「平18厚労告126」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生省告示第126号)
 - ・「報酬留意事項通知」 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
 - ・「平12厚告27」 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
 - ・「平27厚労告94」 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
 - ・「平27厚労告95」 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
 - ・「条例」 毛呂山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月26日条例第14号)